

海老名市従前の通所介護相当サービス事業者の指定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45の規定に基づく事業の実施について定めた海老名市地域支援事業実施要綱第5条第1号に規定する指定事業者（以下「事業者」という。）の指定に係る必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「従前の通所介護相当サービス」とは、法115条の45第1項第1号ロに規定する通所型サービスのうち、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護相当のものとしてこの要綱により定められるサービスをいう。

(一般原則)

第3条 事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 事業者は、事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、市、他の事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

(基本方針)

第4条 従前の通所介護相当サービスの事業は、利用者が可能な限りその者の居宅において、状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進し、通所介護と同様のサービス、生活機能の向上のための機能訓練を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(申請者の資格)

第5条 従前の通所介護相当サービスの申請を行おうとする者は、海老名市暴力団排除条例（平成22年条例第43号）第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等でない者とする。

(指定拒否)

第6条 市長は、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令35号。以下「省令」という。）に定める基準を満たした事業所であっても、当該事業所を指定することにより、海老名市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に規定する地域支援事業に係る計画量を超過する場合その他の市における地域支援事業の円滑かつ適切な実施に際し支障が生じる場合においては、当該事業所を指定しないこととすることができる。

(人員、設備及び運営に関する基準)

第7条 従前の通所介護相当サービスの人員、設備及び運営に関する基準は、省令に定め

る基準とする。

(個別計画の作成)

第8条 事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、従前の通所介護相当サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した従前の通所介護相当サービス個別計画を作成するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。